

各 位

多度津町総務課

### 建設工事に係る現場代理人及び主任技術者等の配置について（注意事項）

このことについて、下記のとおり取り扱いますので、ご留意ください。

#### 記

- 1 配置する現場代理人及び主任技術者等（以下、「技術者」という。）は、入札参加申込日（指名競争入札にあっては、入札執行日）までに直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければなりません。  
なお、現場代理人は経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者との兼務はできません。  
※落札後に提出いただく「現場代理人及び主任技術者届」には、両者の健康保険証等、雇用関係を証明できる書類の写し（主任技術者については、これに加えて資格を証する書類の写し）を添付していただきます。  
※現場代理人の兼務については、一定の要件を満たすと認めた場合は可能としておりますので、「建設工事の現場代理人の兼務可能要件について」を参照してください。
- 2 適正に現場代理人及び技術者を配置できない場合は、速やかに入札を辞退してください。
- 3 落札後、適正に現場代理人及び技術者を配置できない場合は、落札の取消又は契約の解除となり、指名停止等の措置の対象となります。